

日本社会心理学会 大学院生・若手研究者海外学会発表支援制度規程

(2013年11月25日施行)

(目的)

1. 日本社会心理学会は、若手会員の優れた研究の海外における学会発表を支援するために、大学院生・若手研究者海外学会発表支援制度を設ける。海外学会発表とは、当制度募集年度の翌年度（以下「当該年度」と呼ぶ）に海外で開催される国際的な学会において、単独または共同研究の責任者として口頭発表またはポスター発表等を行うことである。本制度は、2004年制定の大学院生海外学会発表支援制度、国際学会シンポジウム企画補助金制度の精神を引き継ぐものである。

(選考委員会)

2. 大学院生・若手研究者海外学会発表支援制度の候補者選考のため、日本社会心理学会内に海外学会発表支援制度選考委員会（以下、選考委員会）を置く。選考委員会の構成は、次の5名とする。
 - 1) 渉外担当常任理事1名。
 - 2) 理事（2名以上）および一般会員から1～2名。2の2. 選考委員の委嘱は、常任理事会の議を経て、渉外担当常任理事が行う。
2の3. 選考委員会においては、渉外担当常任理事が委員長を務める。
2の4. 選考委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(応募資格と選考枠)

3. 大学院生・若手研究者海外学会発表支援制度には、大学院生の選考枠と若手研究者の選考枠を設け、応募者はそれぞれ以下の要件を満たすことが求められる。いずれの選考枠においても、当該年度の日本学術振興会特別研究員に採用が内定している者（継続採用者を含む）は応募資格を持たない。
 - 3の2. 大学院生選考枠
 - 1) 当該年度の4月1日時点で大学院の課程に在籍している者。
 - 2) 募集年度および当該年度の本学会会費を納めている者。
 - 3) 過去にこの制度（大学院生選考枠）または2004年制定の大学院生海外学会発表支援制度で支援を受けたことがない者。
 - 3の3. 若手研究者選考枠
 - 1) 募集年度に応募時点で、（課程）博士号を授与されてから5年以内の者あるいは博士課程において所定の単位を修得して退学してから5年以内の者で、自らの研究費によって旅費を支出することが困難な者。
 - 2) 募集年度および当該年度の本学会会費を納めている者。
 - 3) 過去にこの制度の若手研究者選考枠で支援を受けたことがない者。

(選考方法)

4. 大学院生・若手研究者海外学会発表支援制度の候補の募集は、募集年度の3月末日を期限とし、会報、学会ホームページ、メールニュース等を通じて行う。
5. 選考委員会は、大学院生・若手研究者海外学会発表支援制度の応募者のうち、優れた研究業績と研究発表計画を提出した10名程度（各選考枠5名程度）を候補者として、常任理事会および理事会に推薦する。
6. 選考委員会により推薦された候補者は、常任理事会および理事会の承認を経た後、支援対象者として決定される。
7. 選考結果（支援対象者名）は上記の広報手段を用いて公表し、当該年度の総会において報告する。

(海外学会発表支援金)

8. 支援対象者に対する支援金額は、「航空運賃の半額＋学会開催日数×5000円」とし、上限を20万円とする。
9. 支援対象者は、証拠書類を添えて航空券の購入代金を申告することとする。また、当該の渡航に対して他の資金から補助を受ける場合には、その額を考慮して最終的に補助金額を決定する。その際、補助金の合計が費用の総額を超えないことを目安とする。
10. 支援決定後、当該海外学会発表が不可能になった支援対象者は、その旨を日本社会心理学会に申し出て、支援金を返還する。

(支援対象者への期待)

11. 支援対象者は、海外学会発表後、当該発表成果をベースにした研究論文を「社会心理学研究」あるいは国際的な学術雑誌に投稿することが期待されている。

附則

1. 本規程の改定は、理事会の議を経なければならない。
2. 本規程は2013年11月25日から施行される。